

臨時南京市居留邦人取締規則公示の件

首題規則左記の通制定本日之を公示す（昭和十三年一月五日）

臨時南京市居留法人取締規則

第一条 南京市に居住する者は軍の占領地域たるに鑑み軍の定めたる規定を遵奉すへし

第二条 南京市に住所を定めむとする者は到着の日より五日以内に本籍前住所、住所、職業、氏名及年齢を具記し南京特務機関長に届出つへし

但し家族、同居人、使用人において世帯主、雇用主より届出するものとする

第三条 居住に際し他人の家屋又は建物を使用せむとする者は南京特務機関長の許可を受くへし

許可を受け住宅又は営業所に使用中と雖軍に於て必要と認むる場合に於ては之か立退を命し又は原形に復せしむる等のことあるへし

第四条 南京市にて営業を為さんとする者は南京特務機関長の許可を受くへし

第五条 営業取締上必要と認むる事項又は遵守すべき事項は別に指示す（第一条及本条の規定、指示等は南京特務機関より南京居留民会（未成立の間は掲示又は布告等適宣の方法に依る）に通告す）

第六条 本則に違背したる者は営業の禁止又は退去を命する外軍法規に依り処断せらるることあるへし

第七条 本規則は公示の日より之を実施す

請書

一、場所
一、建物

式階建棟
同付属建物棟

一、借用年月日

右今般軍に於て占拠に係る家屋御貸下相成候に就ては御指示に従ひ使用期間内必要なる保存方法を講ずるは勿論立退きを命せられたる場合は速に立退くへく又御命令の場合は相当の使用料を納め旧に復すへきことを誓ひ右茲に借用候也

昭和 年 月 日

右借用人

特務機関長 殿

支那人に対する物品販売商店開設の件

一、主として支那人を対象とする商店として差当り左記十三店を指定許可す

左記

- (1) 福田洋行 (8) 思明堂
- (2) 東運公司 (9) 三星洋行
- (3) 丸甲洋行 (10) 西亜洋行
- (4) 衣川洋行 (11) 本田商店
- (5) 日比野洋行 (12) 中村商店
- (6) 漠和洋行 (13) 大石洋行
- (7) 鴨川洋行

二、右指定店は軍票に限り販売するものとする

三、指定店の売上軍票は軍經理部に於て 日本銀行券と兌換す

四、支那人所要の軍票は必要に応じ軍票交換所に於て兌換する外南京市自治委員会に取纏め兌換交付す